

# 健康保険任意継続加入について

大阪婦人子供既製服健康保険組合

- 任意継続制度は、次のようになっています。十分ご検討のうえ、加入手続きをしてください。
- ※ 退職理由が、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等）・特定理由離職者（雇い止め等）に該当する場合、国民健康保険の保険料が低額になることがありますので、国民健康保険の窓口でご相談ください。

1. 加入できる方は 資格喪失日（退職の翌日）前、継続した被保険者期間が2ヶ月以上必要です。
2. 届 け 出 は 資格喪失日から必ず**20日以内**に任意継続被保険者資格取得申請書を提出してください。  
(この期間を過ぎると受け付けられません)
3. 被保険者期間は **2年間**です。  
ただし、後期高齢者医療の被保険者となったとき（75歳到達－誕生日、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合から一定の障害が認められたとき－認定日）は、その前日までです。
4. 保険料は 必ず**毎月10日**までに納めてください。  
(10日が日曜日・祝日の場合は翌日、土曜日の場合は翌々日が納付期限となります)
  - この期限を過ぎますと自動的に資格はなくなります。(翌日付、資格喪失)
  - 納付期限以降に納めても資格は継続しませんので十分注意してください。
  - 初回保険料は、申請時または当健康保険組合の指定した日までに納めてください。  
(初回保険料を納付期日までに納付されないときは、被保険者資格が取り消しとなります。)  
加入の月より保険料を納付していただきますので、初回分（第1回目）は手続きの時期により2ヶ月分を一度に納付していただくことになる場合もあります。  
また、前納制度もございますので詳細については、当組合までお尋ねください。
  - 40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険第2号被保険者になりますので健康保険料と合わせて介護保険料が徴収されます。
5. 保険料額は 当組合の規約の定めにより、退職時の標準報酬月額で決められ、全額自分で負担することになります。
6. 保険給付は 在職中と同様に受給できます。  
ただし、傷病手当金・出産手当金の支給はありません。(継続給付は除く)
7. 扶養家族がおられる方は、被扶養者異動届を添付してください。
  - ※ 職業欄には無職などのほか、在学中の人については学校名および学年を記入してください。
  - ※ パートやアルバイトなどの収入がある場合は、直近3ヶ月分の給与明細書（写）または、前年の給与所得源泉徴収票（写）を添付してください。
  - ※ 収入欄には各種年金、貯金利子、配当その他の収入の合計額(年額)を記入してください。  
年金受給者は、直近の年金改定通知書、または年金振込通知書（写）を添付してください。
  - ※ 別居の家族（ただし在学中の子は除く）を扶養している場合は、仕送り額について証明するもの（例えば、現金書留受領書、銀行振込受取書など）直近3ヶ月分を添付してください。

8. 加入後に資格を失うときは（資格喪失要件）
  - ① 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき
  - ② 保険料を納付期日までに納めないとき(毎月10日まで)
  - ③ 健康保険(各種共済組合を含む)の被保険者となったとき
  - ④ 船員保険の被保険者となったとき
  - ⑤ 後期高齢者医療の被保険者となったとき
  - ⑥ 被保険者が死亡したとき
  - ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望し、申し出たとき(申出書が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失)

(注) ①～⑦以外で、任意に資格を失うことはできません。※

※ 健康保険の被扶養者または国民健康保険の被保険者及び被扶養者になる場合、上記8の②の納付期日の翌日付け資格喪失または、⑦の申出書が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失となりますので、それ以降に手続き等を行ってください。(毎月10日までに納付いただく保険料を既に納付しているときは、継続意志があるものとし、引き続き任意継続が続行となります。)

上記について、十分検討をし、承知しましたので任意継続加入手続きをいたします。

令和 年 月 日

住所

氏名